

令和 7 年

第1回会津坂下町議会 臨時会会議録

自 令和7年1月31日

至 令和7年1月31日

福島県会津坂下町議会

◎開会及び開議の宣告

◎議長(赤城大地君)

只今の出席議員は 12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第1回会津坂下町議会臨時会を開会いたします。

(開議 午前 10 時 00 分)

なお、4番、物江政博君、10番五十嵐一夫君より、所要により本日欠席の届け出がありますのでご報告いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程の通りであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長(赤城大地君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員として、7番佐藤宗太君、8番五十嵐正康君のお2人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長(赤城大地君)

日程第2、会期の決定について、を議題といたします。

お諮りいたします。

第1回臨時会の会期は本日 1 日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

ご異議ないものと認めます。よって、本臨時会は、本日1日と決定いたしました。

◎諸報告

◎議長(赤城大地君)

日程第3、諸報告について であります、議長より1件を提出いたします。

町長から、報告1件の提出がありました。町長報告第1号「専決処分の報告について 専決第 12 号 損害賠償の額の確定について」

であります。朗読を省略して、内容の説明を求めます。

町長報告第1号について、説明願います。

◎総務課長(佐藤銀四郎君)

議長、総務課長。

◎議長(赤城大地君)

佐藤総務課長。

◎総務課長(佐藤銀四郎君)

議長報告第1号 町長報告第1号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものです。

専決第12号 損害賠償の額の決定についてご説明申し上げます。

本件は、令和6年9月11日午前11時35分頃、会津坂下町大字宇内字入子地内において発生した、公用車に同乗していた方の怪我についての損害賠償であります。

賠償する相手方の住所並びに氏名は 福島県河沼郡会津坂下町字台ノ下 784 番地 エクセレントⅡ-102 当事者は大塚愛理様、賠償金受領者は、当事者の父である大塚勇輔様であります。

損害賠償の額は、会津農林高校の職場体験において会津坂下町役場研修中に圃場へ向かう際、公用車のタイヤが脱輪し、その衝撃で同乗していた大塚愛理様が車内に頭部をぶつけた検査・治療に要した 34,073 円で地方自治法第 180 条第 1 項の規定により令和 6 年 12 月 20 日専決処分を行なったものであります。

なお、打撲の症状は数日で改善し全快に至っております。

以上報告いたします。

◎議長(赤城大地君)

以上、説明のとおりでありますので、ご承知願います。

◎町長あいさつ

◎議長(赤城大地君)

町長より挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎町長(古川庄平君)

議長、町長。

◎議長(赤城大地君)

古川町長。

◎町長(古川庄平君)

本日ここに令和7年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともにご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日ご提案申し上げます案件は、坂下南小学校教師用教科書及び指導書の購入に伴う財産の取得の追認について、福島県の給与改定に準拠し、町三役及び議会議員の期末手当の改定に係る関係条例の一部改正が3件、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した会津坂下町生活支援事業の予算等を計上した一般会計補正予算第7号、県道会津坂下・会津高田線管路DB整備事業に係る債務負担行為を追加するための下水道事業会計補正予算第4号の、議案6件となります。

これらの案件につきましては、印刷物により、お手元に差し上げた通りであります。何とぞ慎重なるご審議の上、原案の通り承認賜りますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願い致します。

◎議案第1号及び議案第6号の一括上程・説明

◎議長(赤城大地君)

日程第 4、議案第1号 財産の取得について(追認) から、議案第6号 令和6年度会津坂下町下水道事業会計補正予算(第4号) までの6件を一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記(田中啓太君)

議案第 1 号 財産の取得について(追認)

議案第 2 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第 3 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

議案第 4 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 5 号 令和6年度会津坂下町一般会計補正予算(第 7 号)

議案第 6 号 令和6年度会津坂下町下水道事業会計補正予算(第4号)

◎議長(赤城大地君)

これより、一括議題とした議案について、順次説明を求めます。

初めに、議案第1号について説明を求めます。

◎教育課長(上谷圭一君)

議長、教育課長。

◎議長(赤城大地君)

上谷教育課長。

◎教育課長(上谷圭一君)

議案第1号 財産の取得について(追認) のご説明を申し上げます。

令和6年4月1日付契約で取得した、坂下南小学校分の教師用教科書及び指導書については、予定価格が700万円以上であり、本来であれば、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決に付さなければならないところであり、入札後に仮契約を行い、議会の議決を受けたのち本契約とすべきところでありましたが、令和6年3月22日の入札会により決定した業者と令和6年4月1日に契約を締結しました。

教師用教科書及び指導書の取得は4年ごとであり、前回まで700万円を超過しておりませんでした。また、年度当初に取得する必要があるため、3月中の事務処理としており、議会の議決が必要であることを失念しておりました。

ここに、深くお詫び申し上げ、今回、追認の議案を上程し承認をいただきたいというものです。

議案第1号をご覧ください。

次のとおり財産を取得したため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めたいというものであります。

この度の、教師用教科書及び指導書の取得は、4年ごとに改訂されるためのもので、坂下南小学校分となります。

1、取得した財産は、坂下南小学校教師用教科書及び指導書で、教員用教科書が268冊、指

導書が318冊であります。

2、取得の目的は、坂下南小学校での学習指導に用いるためであります。

3、取得の方法は、随意契約でありました。

4、取得予定価格は、8,082,280円で、消費税を含んだ金額であり、同額で決定しております。

5、取得の相手方ではありますが、河沼郡会津坂下町字市中三番甲3666番地
有限会社 近江屋商店 代表取締役 荒井 寛であります。

6、契約をした日は、令和6年4月1日であります。

今回、このような形で追認の議決をいただくことになったことにつきまして、あらためて、お詫び
申し上げ、説明いたします。

◎議長(赤城大地君)

続いて、議案第2号から議案第4号までについて説明を求めます。

◎総務課長(佐藤銀四郎君)

議長、総務課長。

◎議長(赤城大地君)

佐藤総務課長。

◎総務課長(佐藤銀四郎君)

私からは、議案第2号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明をいたします。

今回の改正は、福島県の特別職の職員の給与改定に準拠し、町条例を改正するものです。

改正の内容は、県の特別職の期末手当の支給月数が0.1月分引上げられたことに伴い、町長
及び副町長の期末手当についても同様に改めるものです。

この改正条例の第1条は、県の改正に準拠し期末手当の支給月数の引上げ分0.1月分を12
月に支給するよう改めるもので、第2条は、令和7年度以降は期末手当の支給月数を6月及び
12月にそれぞれ0.05月ずつ加算するよう改めるものです。

詳細につきましては、参考資料の新旧対照表によりご説明を申し上げますので、ご覧下さい。

右の旧が改正前、左の新が改正後でありまして、下線部分が改正箇所であります。

はじめに、第1条参考資料の新旧対照表をご覧ください。第4条中、「100分の160」を「100
分の170」に改めるものです。

次に、第2条参考資料の新旧対照表をご覧ください。第4条中、「100分の150」を「100分の
155」に改め、「100分の170」を「100分の165」に改めるものです。

次に、議案に戻っていただき、附則といたしまして、第1条第1項は、この条例は公布の日から、
ただし、第2条の規定は令和7年4月1日から施行するというものであります。

第2項としまして、第1条の規定による改正後の条例の規定は、令和6年12月1日から適用す
るというものであります。

第2条は、改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の条
例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみ
なす、というものであります。

説明は、以上であります。

続いて、議案第3号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正

する条例」について、ご説明をいたします。

今回の改正は、福島県の特別職の職員の給与改定に準拠し、町条例を改正するものです。

改正の内容は、県の特別職の期末手当の支給月数が0.1月分引上げられたことに伴い、教育長の期末手当についても同様に改めるものです。

この改正条例の第1条は、県の改正に準拠し期末手当の支給月数の引上げ分0.1月分を12月に支給するよう改めるもので、第2条は、令和7年度以降は期末手当の支給月数を6月及び12月にそれぞれ0.05月ずつ加算するよう改めるものです。

詳細につきましては、資料の新旧対照表によりご説明を申し上げますので、ご覧下さい。

右の旧が改正前、左の新が改正後でありまして、下線部分が改正箇所であります。

はじめに、第1条参考資料の新旧対照表をご覧ください。第2条第2項中、「100分の160」を「100分の170」に改めるものです。

次に、第2条参考資料の新旧対照表をご覧ください。第2条第2項中、「100分の150」を「100分の155」に改め、「100分の170」を「100分の165」に改めるものです。

次に、議案に戻っていただき、附則といたしまして、第1条第1項は、この条例は公布の日から、ただし、第2条の規定は令和7年4月1日から施行するというものであります。

第2項としまして、第1条の規定による改正後の条例の規定は、令和6年12月1日から適用するというものであります。

第2条は、改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす、というものであります。

説明は、以上であります。

続きまして、議案第4号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、福島県議会議員の期末手当の改定に準拠し、町条例を改正するものです。

改正の内容は、県議会議員の期末手当の支給月数が0.1月分引上げられたことに伴い、町議会議員の期末手当についても同様に改めるものです。

この改正条例の第1条は、県の改正に準拠し期末手当の支給月数の引上げ分0.1月分を12月に支給するよう改めるもので、第2条は、令和7年度以降は期末手当の支給月数を6月及び12月にそれぞれ0.05月ずつ加算するよう改めるものです。

詳細につきましては、参考資料の新旧対照表によりご説明を申し上げますので、ご覧下さい。

右の旧が改正前、左の新が改正後でありまして、下線部分が改正箇所であります。

はじめに、第1条参考資料の新旧対照表をご覧ください。第5条第2項中、「100分の160」を「100分の170」に改めるものです。

次に、第2条参考資料の新旧対照表をご覧ください。第5条第2項中、「100分の150」を「100分の155」に改め、「100分の170」を「100分の165」に改めるものです。

次に、議案に戻っていただき、附則といたしまして、第1条第1項は、この条例は公布の日から、ただし、第2条の規定は令和7年4月1日から施行するというものであります。

第2項としまして、第1条の規定による改正後の条例の規定は、令和6年12月1日から適用するというものであります。

第2条は、改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす、というものであります。

説明は、以上であります。

◎議長(赤城大地君)

続いて、議案第5号について説明を求めます。

◎政策財務課長(佐藤秀一君)

議長、政策財務課長。

◎議長(赤城大地君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤秀一君)

議案第5号 令和6年度会津坂下町一般会計補正予算(第7号)について説明申し上げます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に3億1,675万6千円を追加し、予算の総額を94億9,159万6千円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による、とするものです。

今回の補正予算の主なものは、町三役の期末手当の改定に伴う補正や、昨年12月に成立した国の第1号補正予算に対応するもので、普通交付税の追加交付、及び、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、生活支援事業として非課税世帯への3万円給付金事業、非課税世帯のうち子育て世帯への給付金事業、町内運送業者等への支援を実施するものです。

また、ふるさと納税寄附金の増により、返礼品等にかかる事業費の増額と、基金の積立を実施するものです。

1ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正 につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の1ページをご覧ください。1総括の歳入につきましては、10款 地方交付税から17款 寄附金まで、補正前の額 91億7,484万円、補正額 3億1,675万6千円の増、補正後の額94億9,159万6千円となります。

2ページをご覧ください。

歳出につきましては、2款 総務費から14款 予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、歳入と同額となります。財源内訳につきましては、国県支出金が3,510万9千円の増、その他特定財源が1億7,000万円の増、一般財源が1億1,164万7千円の増であります。

3ページをご覧ください。

2 歳入 の詳細についてご説明申し上げます。

10款1項1目 地方交付税、補正額1億1,164万7千円の増は、国の第1号補正予算により、普通交付税が追加交付となったことによるものです。追加交付は4つの内容となっており、1つ目は、地方公務員の給与改定に必要な経費の一部を措置した給与改定費4,669万5千円、2つ目は、臨時経済対策費3,570万4千円で財政調整基金に積み立てし次年度の財源として活用します。3つ目は、臨時財政対策債償還基金費2,602万4千円で、令和7年度、8年度における臨時財政対策債の元利償還金の一部を償還するための基金の積立に要する財源を措置したもので、減債基金に積立し、令和7年度当初予算で、公債費に充当します。4つ目は、総額調整で減額されていた額の復活分で322万4千円です。

14款2項2目 民生費国庫補助金 補正額3,510万9千円の増は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増に伴い、生活者や事業者を支援するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が交付されるものです。住民税非課税世帯等給付金事業等の生活支援事業

の財源として活用します。

17款1項2目 ふるさと納税寄附金 補正額1億7,000万円の増は、ふるさと納税の実績が上がっているため、本年度6億2,000万円の収入を見込み、増額したものです。

4ページをご覧ください。

3 歳出 についてご説明申し上げます。

2款1項1目 一般管理費は、ふるさと納税寄附金の充当により、財源の内訳は、その他が6,104万4千円の増、一般財源が16万6千円の増となります。3節 職員手当等は、町長・副町長の期末手当で16万6千円の増、7節 報償費は、ふるさと納税寄附者に対する返礼品等にかかる経費で3,600万円の増、11節 役務費は、ふるさと納税の返礼品の運送料で794万4千円の増、12節 委託料は、委託先である「新朝プレス」への返礼品発注等業務委託料で528万円の増、13節 使用料及び賃借料のライセンスは、ふるさと納税ポータルサイトの使用料で1,182万円を増額するものです。

次に、5目 財産管理費は、ふるさと納税寄附金の充当により、財源の内訳は、その他が1億895万6千円の増、一般財源が6,495万2千円の増となります。24節 積立金のうち財政調整基金1億4,788万4千円の増は、ふるさと納税寄附額1億7,000万円増から、返礼品等の費用を差し引いた額1億895万6千円と、普通交付税の追加交付分のうち、経済対策分3,570万4千円と調整額の復活分322万4千円を積立てするもので、令和7年度の事業に充当してまいります。積立後の基金残高は、9億8,790万5千円となります。減債基金2,602万4千円の増については、普通交付税の追加交付分のうち、臨時財政対策債償還基金費分を積立てするもので、積立後の基金残高は、2,903万7千円となります。令和7年度に臨時財政対策債の償還分として公債費に充当してまいります。

5ページをご覧ください。

3款1項5目 臨時福祉給付費は、物価高騰による負担増に伴い、特に影響の大きい住民税非課税世帯や運送事業者等を支援するため、生活支援事業の経費を計上するもので、財源の内訳は、国県支出金が物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、3,510万9千円の増、一般財源が255万6千円の増となります。3節 職員手当等は、職員の時間外勤務手当で8万6千円の増、10節 需用費は、事務用品費を計上しました。11節 役務費は、運送事業者支援にかかる郵便料及び振込手数料を計上しました。12節 委託料は、給付金のシステム改修等で290万9千円の増となります。次に、18節 負担金補助及び交付金の運送事業者等支援補助金は、燃料費高騰の影響を受けた運送業者に対する支援として、事業者が使用する車両1台につき1万円の補助金を交付するため345万円を計上しました。対象車両は、345台と見込んでおります。非課税世帯給付金3,000万円の増は、1,000世帯分の給付金を計上しました。こども加算給付金120万円の増は、住民税非課税世帯のうち、子育て世帯の子ども1人あたり2万円を交付するもので、30世帯分、60人分の給付金を計上しました。

6ページをご覧ください。

10款1項2目 事務局費は、教育長の期末手当で6万9千円の増となります。

最後に、14款1項1目 予備費、補正額4,390万4千円の増は、歳入歳出額の調整により増額となり、これにより予備費総額は、6,273万4千円となります。説明は以上です。

◎議長(赤城大地君)

続いて、議案第6号について説明願います。

◎建設課長(古川一夫君)

議長、建設課長。

◎議長(赤城大地君)

古川建設課長。

◎建設課長(古川一夫君)

議案第6号「令和6年度会津坂下町下水道事業会計補正予算(第4号)」について、ご説明申し上げます。

第1条、令和6年度会津坂下町下水道事業会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによりたいというものであります。

第2条、令和6年度会津坂下町下水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について追加したいというものであります。

追加したい事項は、県道会津坂下会津高田線管路DB整備事業(追加)であります。

期間は令和7年度であり、限度額は4,100万円であります。

今回の補正は、県道会津坂下会津高田線管路DB整備事業に係る債務負担行為を新たに追加したいとするものであります。

詳細につきましては、1ページの「債務負担行為に関する調書」でご説明申し上げます。

1ページをお開き下さい。「債務負担行為に関する調書」であります。

現在、施工中であります「県道会津坂下会津高田線管路DB整備事業」において、想定外のコンクリート舗装厚により、解体撤去費及び産廃処分費用を変更せざるを得ないため、新たな債務を負担することができる事項を「県道会津坂下会津高田線管路DB整備事業(追加)」として、限度額4,100万円、期間は令和7年度としたいとするものであります。

なお、限度額の財源内訳につきましては、表記のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長(赤城大地君)

以上をもって、議案の説明を終わります。

質疑、討論、採決は一件ごとに行います。

まず、議案第1号 財産の取得について(追認) に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号 財産の取得について(追認) を採決いたします。この採決は起立をもって行います。

本案は原案の通り決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第2号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

よろしいでしょうか。

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 を採決いたします。この採決は起立をもって行います。

本案は原案の通り決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第3号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

よろしいでしょうか。

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 を採決いたします。この採決は起立をもって行います。

本案は原案の通り決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第4号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

よろしいでしょうか。

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 を採決いたします。この採決は起立をもって行います。

本案は原案の通り決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

◎議長(赤城大地君)

起立多数であります。よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第5号 令和6年度会津坂下町一般会計補正予算(第7号)に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

よろしいでしょうか。

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号 令和6年度会津坂下町一般会計補正予算(第7号) を採決いたします。この採決は起立をもって行います。

本案は原案の通り決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第6号 令和6年度会津坂下町下水道事業会計補正予算(第4号) に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

よろしいでしょうか。

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号 令和6年度会津坂下町下水道事業会計補正予算(第4号) を採決いたします。この採決は起立をもって行います。

本案は原案の通り決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。よって、本案は原案の通り可決されました。

以上をもって、本臨時会に付された案件の審議は全部終了いたしました。

ここで町長より挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎町長(古川庄平君)

議長、町長。

◎議長(赤城大地君)

古川町長。

◎町長(古川庄平君)

本日、第1回臨時会が閉会されるにあたり、御礼を兼ねまして一言ご挨拶申し上げます。先ほど提出いたしました6件の議案につきまして、原案の通り議決を賜りまして、心より感謝を申し上げます。一般会計補正予算第7号に計上しました、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した会津坂下町生活支援事業の予算については、手続きが済み次第、速やかに執行してまいります。

さて、私事で時間をいただきます事は、大変恐縮とは存じますが、一言申し上げます。

昨年の12月定例会において、山口享議員からの、私の二期目の立候補の意思についてのお質しがありました。このことについてお答えとなりますが、私は就任してから町の20年後、30年後を見据えたまちづくりに取り組んでまいりました。しかしながらまだ入り口に立ったばかりであ

ります。よって今後も町政を担わせていただき、礎を作ってまいりたいと考えておりますので、ここに、正式に立候補の表明をさせていただきます。ご理解を賜りたく存じます。
ありがとうございます。

◎議長(赤城大地君)

これをもって、令和7年第1回会津坂下町議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(閉会 午前10時35分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年1月31日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員